

第 6 3 号議案

損害賠償の額を定め、和解することについて

次のとおり道路上の事故による損害賠償の額を定め、和解することについて議決を求める。

1 相手方 市外に在住の男性

2 事故の概要

令和 3 年 8 月 9 日午前 9 時 4 0 分頃、市道第 5 7 - 1 号線の桶川市若宮一丁目 8 番 1 7 号地先において、信号待ちをしていた相手方所有の車両前部に街路樹が強風によって倒れ、ボンネット、フロントピラー、ヘッドライト等を破損させたものである。

3 損害賠償額及び和解条項

(1) 損害賠償額

金 1, 8 4 3, 0 0 6 円

(2) 相手方は、市に対し、本件に関する事故について、上記金額の支払以外は、いかなる損害賠償も請求しない。

令和 3 年 1 2 月 9 日提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

道路上の事故による損害賠償の額を定め、和解したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、この案を提出するものである。